入札等に関する有識者会議(令和4年度第2回)議事要旨

【抽出の対象とする案件の報告】

児玉座長より、令和3年12月から令和4年3月までの発注工事から制限付一般競争入札案件3件 について抽出した旨、その理由を含めて説明。

【抽出事案に関する説明及び確認】

○№.1 公共下水道公共汚水ます設置工事(その12)(設計施工:上下水道局下水道施設課)の入札 状況(工事概要、入札参加資格、入札結果等)について、事務局より説明(資料2)。

<主な質問・意見>

質問・意見	回答(要旨)
① 汚水ます設置工事自体は複雑な工事ではな	○ ご認識のとおり。
いという認識でよいか。10 か所で 700 万円弱	応札の少ない理由として2つ推測している。
の予定価格だが、第1回会議の抽出事案3と	1つ目。本来の資格要件は、土木一式の 350
同様の工事か。	点以上 720 点未満だが、 9 月頃から業者の手持
応札の少ない理由をどう考えるか。	ち工事が増加し、入札不調が増加したことか
	ら、資格総合点数の上限を撤廃し、参加者の確
	保に努めてきた。しかしながら、本案件につい
	ては事業者に手持ち工事が多い状況が見られ、
	応札者数が少なかったものと考える。
	2つ目。本工事の施工条件として、10か所
	の工事箇所中1か所について、現場が2m道路
	のため機械掘削が困難であり、人力施工が必要
	であった。施工条件が悪く、受注意欲が低下し
	たものと考えられる。
	以上の2つが重なり、応札1者となったもの
	と推測している。
② 時期的な問題と場所的な問題を挙げてもら	
った。	
③ 資料 25 ページより、土木一式に登録のある	○確認する。
市内業者は86者。「720点未満」という上限を	
撤廃することにより、応札可能な業者は何者	
から何者になったのか。また、落札者は枠拡	

大により参入可能となった者か。

- ④ 本案件に応札可能だった事業者数について も今後資料に加えていただきたい。
- ⑤ 応札者が誤って応札した等はなかったか。
- ⑥ 資格総合点数の上限撤廃を撤廃しても工事 が適切に施工されたのであれば、そもそも資 格総合点数の上限は必要だったのか。

- ⑦ 予定価格が大きい場合には求める資格総合 点数により一定規模以上の業者としつつ、制 限を設けることにより中小規模の業者が受注 できるよう配慮していることは理解した。 それにも関わらず、応札者が少ないことを 理由として上限を撤廃していいのか。
- ⑧ 資格総合点数の枠拡大の決定は、どのよう にして行うのか。決定手続きについて伺いた い。
- ⑨ 9月以降は慣例的に枠拡大を行っているの か。

- 本案件についてはなかった。
- 制限付一般競争入札において地域要件等の参加要件を定めているが、予定価格により難易度が異なることから、資格総合点数についても予定価格に応じた制限を設けている。

また、事業者の経営規模が大きくなると資格 総合点数が高くなる傾向があり、経営規模毎に 競争ができるよう一定程度の制限を設けている ところ。

- 市発注基準の備考欄に「入札参加者が十分に 確保できないと判断される場合は、当該区分に 上位の区分を加えた要件の設定をすることがで きる」としており、資格総合点数の枠拡大が可 能となっている。
- 応札状況については契約検査課で確認しており、入札不調が増加した場合には、部内検討後市長決裁により行う。枠拡大は重要なものと認識している。
- 入札不調の発注状況により、例年9月から 10月頃に不調が増加し枠拡大を行う場合が多 いが、今年度は拡大していないところ。一律的 に行っているものではなく、状況をみて判断し ている。

⑩ ゼロ市債も導入しており、発注時期の平準 化に努めていることは理解するが、やはり4 月及び5月の発注が少ない。工夫することは できないか。

- ① 工夫は理解する。4月及び5月に発注を前倒しできれば、業者は秋頃にまた応札可能となる余地があるのでは。
- 即 時期が問題になっているのであれば、それを見直すのはセオリー。

本案件のように施工箇所が点在する場合、 技術者はどのように配置するのか。施工箇所 ごとに現場代理人の配置が必要か。

- ③ 県発注工事との兼務は可能か。
- ④ 技術者を配置しやすいような要件緩和も併せて検討してはどうか。

○ 先ほどご質問があった、枠拡大に伴う応札可能な業者数の変化だが、350点以上720点未満の55者が対象だったところ、資格総合点数の上限撤廃により83者となったもの。

落札業者は、583 点であり枠拡大がなくても 応札可能であった。

○ 発注時期の平準化は、全国的に大きな課題となっているものと理解しており、本市においては降雪期があることから早期発注・平準化が重要であると認識している。

本市としては、ゼロ市債案件の拡大の他、昨年度から試行的に取り組んでいるのは、年間を通しての発注の平準化の取り組みである。国が求める4~6月における工事発注の増とは異なるが、公告件数に上限を設け、平準化する取り組みである。今後も創意工夫しながら、発注の平準化に努めてまいりたい。

- そのように努めてまいりたい。
- 1つの工事であるため、主任技術者1名、現場代理人1名である。主任技術者と現場代理人の兼務は可能である。また、現場代理人は常駐義務があるが、主任技術者については他工事との兼務が可能。
- 建設業法上、専任義務がある案件でなければ 主任技術者の兼務は可能。

○№2 城西小学校プール改修工事(設計施工:財務部公共施設管理課)の入札状況(工事概要、入札参加資格、入札結果等)について、事務局より説明(資料2)。

<主な質問・意見>

<王な貨問・意見>	
質問・意見	回答(要旨)
① 建築一式工事であれば、この規模だとおおよそ5、6者が応札しているのか。	○ 令和3年度における建築一式工事の応札者数の平均は4.58者であった。 発注時期が12月であり、手持ち工事の関係で予定価格が大きい割に応札者数が少ないと考えられる。 なお、本工事を含め同時期発注の4工事のうち、応札3者が2件、応札4者が1件であり、同時期同工種で予定価格が最も大きかったこともあり、他工事より応札者が多かった状況にある。
② 発注基準上、予定価格 3,000 万円以上 7,000 万円未満であれば「市内業者 650 点以上」が 要件となるが、入札結果表上は予定価格が税 抜表示となっている。発注基準上の予定価格 は、税込か税抜か。資料中、「抽出事案説明 書」は税込、「入札・見積結果情報閲覧」は税 抜表示となっている。どちらかで統一しては どうか。	○ 発注基準上、予定価格は税込である。資料の表記の統一を検討する。
③ どこかに予定価格は税込との規定があるのか。	○ 予定価格自体が、税込価格と規定されており、これは全国統一である。なお、全国統一の仕様による電子入札システム上、税込の表示はされないため、それに合わせて10ページの資料を税抜で作成していたところ。次回以降工夫してみたい。電子入札システム自体の修正は不可である。
④ 応札は税抜で行うことから、税抜による表示がよいのではないか。	

○No.3 市道幹 I −11 号線舗装補修工事(ゼロ市債)(設計施工:建設部道路課)の入札状況(工事概要、入札参加資格、入札結果等)について、事務局より説明(資料2)。

<主な質問・意見>

<王な貨問・意見>	
質問・意見	回答(要旨)
① 舗装工事は、落札率がどの案件も 87%程度	○ 理由として「受注意欲が高く競争が激しいこ
であり、同じように低いが、何か理由はある	と」及び「工事の特性として積算に差が生じに
か。	くいこと」の2つが挙げられると考えている。
	受注意欲については、他工事と比較して舗装
	工事の標準工期が短いことが関係しているもの
	と推測する。例えば予定価格 1,500 万円の場
	合、標準工期が舗装工事であれば90日だが、
	道路・河川工事は 150 日である。短い期間で竣
	工できることは業者にとって魅力的であるもの
	と考える。
	また、舗装工事は、整地・路盤工・表層工が

また、舗装工事は、整地・路盤工・表層工が 施工内容である。舗装延長により予定価格が異 なるが、基本的に施工内容は同じであり、業者 による工夫の余地が少ないことから、業者によ る積算の差が生じにくい側面があると推測す る。

なお、令和3年度の舗装工事26件について は平均落札率が89.05%であり、他工種より平 均落札率が低いが、理由は以上によるものと考 える。

一方、案件によっては落札率が96%以上の ものもあるが、施工時期や施工箇所の条件等を 勘案し、利益が確保できるよう積算しているも のと推察される。

② 特殊な工事内容ではなく、工期が短く利益 を上げやすい工事ということで、最低制限価 格付近を狙って応札しているということか。 それにしても、落札率が僅差である。 ③ ゼロ市債に舗装工事が多い理由はあるか。 ○ ゼロ市債工事は、工事施工課が対象を選定し 意を用いて設計しているところであるが、市単 費工事を中心に発注しているもの。舗装工事に 市単費工事が多いことが理由であると考える。

【入札及び契約手続の運用状況の報告・確認】

令和4年4月から令和4年7月までに契約した工事の入札結果について報告(資料3、資料4)。 <主な質問・意見>

質問・意見	回答 (要旨)
① 令和4年6月の「応札なし」1件は、どの	〇 「入札方式別発注工事一覧表」(制限付一般
工事か。	競争入札)のNo.33 で再公告となっている。
② 令和4年度と令和3年度の平均落札率を比	○ 公契連モデルが令和4年4月より変更となっ
較した際に 1.65%上昇した理由として、最低	たが、それをどのように適用するかは自治体に
制限価格算定における一般管理費の算入率が	よるため、自治体からの通知により業者は知り
上昇したことを挙げていたが、国交省と同じ	得るところ。
取り扱いを県・自治体もしており、それを業	本市では令和4年3月25日付けで業者への
者も理解しているということか。	一斉ファクシミリ及び市HPへの公表により通
	知し、組合等へもご説明申し上げたところ。
③ 資料「発注工事一覧表」の備考欄に「再入	
札」と記載しておく方がよい。参考となる資	
料についても留意を。	

令和4年4月から令和4年7月までの間の入札参加停止措置の実施状況について報告(資料5)。 <主な質問・意見>

質問・意見	回答 (要旨)
① 入札参加資格停止措置は、基準該当と判明	○ 速やかに行うものと規定している。例えば関
後、いつまでにその適用を判断するのか。	係者事故については、労働基準監督署の判断を
	待ち、状況確定後に措置を行っている。

令和3年度入札契約結果の状況について報告(資料6)。

<主な質問・意見>	
質問・意見	回答(要旨)
① 落札率については、予定価格の公表時期よ	
りも、入札参加者数に相関関係があるものと	
考えられる。	
② 管工事は、平均入札参加者数が2者程度。	○ 管工事、電気工事及び水道施設工事は、民間
一方、業者登録上は、市内であれば39者存在	工事との競合があるものと推測する。
する。登録者数は一定程度存在するのにも関	特に、管工事には民間工事における冷暖房設
わらず、応札者数が少ない理由をどう考える	備工事が含まれるため、手持ち工事が増加する
か。	と応札不可となるもの。
③ 平均にすると問題ないということになる	○ 今回の検証にあたり、個別案件についても確
が、一方、1者応札や2者応札も存在する。	認しており、今後も注視してまいりたい。
1 者応札の結果として、例えば落札率や予定	一方、県及び県内他市は予定価格を事後公表
価格との同額応札の部分はどうだったのか。	しているところだが、平均落札率との比較のと
1 者応札の結果は見ておく必要があると考え	おり、本市の平均落札率は高い状況にはない。
る。	個別事案については当然注視が必要だが、全体
	の状況を確認する必要もあることから、バラン
	スを取りながら行ってまいりたい。
	なお、今後、同額応札及び1者応札の状況に
	ついて詳細にお示しできるようにしたい。
	○ 次回以降お示ししたい。
	昨年度、令和2年度の検証においては、個別
	事案から全体状況まで詳細に行い、委員の皆様
	にご確認いただいたところ。今回の検証につい

ては、代表値として比較を行い、このレベルで

乖離がなければ問題はないであろうと考えた。

この場は、委員の皆様にご意見を頂戴すると

共に監視いただく場でもある。今回代表値のみ

お示ししたのは、昨年度個別案件を確認いただ

- ④ 電子入札システム上、何者応札したのかは把握できないということでよいか。また、現場説明会は行うのか。
- ⑤ 現説があると応札の多寡が事前に把握できる。
- 応札状況は、開札まで知り得ない。設計図書 を市ウェブサイトより各自ダウンロードしても らうため、現場説明会は実施していない。

【その他】

<主な質問・意見>

1	令和4年8月以降開札の案件だが、市の電
=	子 入札システムより開札結果をダウンロード
l	し、資料として持参した。

質問・意見

1件目。4者の参加者のうち3者が技術者 配置不可と無効により、予定価格と同額の応 札者が落札者となった案件。8月開札であ り、一定程度手持ち工事があると「モラルハ ザード」とも呼ぶべきこのような案件が発生 する。

2件目及び3件目は、失格者の発生により、予定価格に近い応札をした業者が落札した案件。失格となった業者と比較して、2件目の場合200万円ほど、3件目の場合500万円ほど落札金額が高くなる。

4件目についても失格者が3者あった残念 な案件である。

業者が自由に積算した上で応札していることから制度上やむを得ないことは理解しているが、本当にこのままでよいのか。考えなければならない。予定価格が事前公表であるがために起きていることなのかは分からないが。

回答(要旨) 件の状況も含め、応札状

○ 個別案件の状況も含め、応札状況を注視して まいりたい。それにより、制度の在り方も検討 してまいりたい。 例えば、予定価格 2,000 万円以上の案件 は、最低制限価格を下回った場合に調査を行ってはどうか。予定価格に応じて対応を変え てはどうか。

1年に1回くらいであればやむを得ないと 考えていたが、今回続けて発生したため問題 提起したい。

- ② 予定価格によって、最低制限価格ではなく 低入札調査基準価格を設けてはどうかという こと。
- ③ 低入札調査基準価格を導入した場合、価格 競争が激化しすぎて、工事の品質や建設会社 の体力の低下等の懸念もある。20 年ほど前は そのような状況だった。その点、バランスが 取れる方法があればよいが。
- ④ 例えば、最低制限価格との差が1%以内の場合に適用する等が考えられる。

○ 財政的な見地の他、工事品質の確保及びダン ピング防止も重要であると認識している。

【事務局より】

- 次回の抽出事案の担当は、鳥海委員とする。
- 令和4年度第3回の会議は、令和5年3月頃の開催を予定。